

沖縄県と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の健康づくりに関すること
- (2) がん対策に関すること
- (3) 健康経営の推進に関すること
- (4) その他の健康増進に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は弁護士等の外部専門家、若しくは公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協議事項）

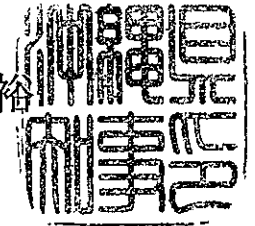
第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕



乙 沖縄県那覇市久米2丁目4番13号
明治安田生命保険相互会社沖縄支社

支社長 八矢 一城

